

国産大豆の播種前入札取引 に係るQ&A

平成30年2月

公益財団法人日本特産農産物協会

目 次

【運用ルールの見直しについて】

- (問－１) 播種前入札取引に関する運用ルールについて、昨年４月の試験導入の結果等を踏まえて見直しをしたとのことですが、どのような変更がなされたのですか。
- (問－２) 運用ルール見直しの結果、加工業者が、産地品種銘柄等区分に応じて複数の問屋等を使い分けることが可能になったとのことですが、その詳細について教えてください。
- (問－３) 運用ルール見直しの結果、複数の加工業者が組織する法人が、原料大豆の共同購買事業の一環として、問屋等の販売予定先となることが可能になったそうですが、その詳細について教えてください。
- (問－４) 運用ルール見直しの結果、入札保証金の早期返還が可能になったそうですが、具体的な手続き、返還時期等について教えてください。

【買い手登録等について】

- (問－５) 現行の収穫後入札用に預託した入札保証金を播種前入札用にも共通で使えるのですか。
- (問－６) 問屋等が買い手登録時に提出した販売予定先リストに、後から新たな加工業者を追加することは可能ですか。
- (問－７) 複数の加工業者が組織する法人が、共同購買事業の一環として入札に参加する場合、自ら買い手登録するか又は問屋等の販売予定先となる際に提出した共同購買事業参加者リストに、後から新たな参加者を追加することは可能ですか。
- (問－８) 問屋等が買い手登録時に記載した販売予定先の加工業者については公表されるのですか。
- (問－９) 販売と加工の両方を業としていますが、加工業者として登録できますか。
- (問－１０) 消費者向けの小袋詰め販売を行っていますが、加工業者としての登録はできますか。
- (問－１１) 加工業者が自ら落札した大豆や問屋等から買い受けた大豆の一部を自社で使用し、一部を他社に販売することはできますか。
- (問－１２) 問屋等が落札した大豆の一部を販売予定先の加工業者に販売し、一部を他の加工業者や二次問屋等に販売することはできますか。
- (問－１３) 問屋等が買い手登録時に提出する販売予定先加工業者リストに、同一加工業者の複数事業所（例：工場ごと）を記載することはできますか。
- (問－１４) 販売予定先加工業者リストには法人名を記載しなければならないとすると、法人化していない加工業者について、個人名、商店名等で記載することはでき

- ないのでしょうか。
- (問-15) 加工業者が自ら買い手登録申請し、かつ、問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼し、問屋等が落札した大豆の買受け先となることはできますか。
- (問-16) 複数の加工業者が組織する法人の共同購買事業参加者リストに掲載された加工業者が、自ら買い手登録申請することはできますか。
- (問-17) 複数の加工業者が組織する法人の共同購買事業参加者リストに掲載された加工業者が、自ら問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼し、問屋等が落札した大豆の買受け先となることはできますか。
- (問-18) 販売と加工の両方を業としていますが、販売業者として登録申請し、販売予定先リストに他の加工業者名とともに、加工業者の立場の自社名を記載することはできますか。
- (問-19) 量販店等が企画・販売する PB 商品の原料大豆を播種前入札取引で確保したい場合、量販店等を問屋の販売予定先とすることはできますか。

【入札方法等について】

- (問-20) 生産見込み数量が 1,700 t 未満の銘柄を播種前に調達したい場合はどのようにすれば良いですか。
- (問-21) 等級・粒別指定をしたい場合は、どのようにすれば良いのですか。
- (問-22) 等級指定をしたい場合、その対価額を加えた価格を入札票に記入するのですか。
- (問-23) 契約で等級・粒別を指定した場合、必ず指定した等級・粒別の大豆を受渡しもらえるのですか。
- (問-24) 問屋等が買い手登録時に販売予定先リストに掲載した加工業者については、必ず応札をしなければならないのですか。
- (問-25) 小口のユーザーによる共同購入はできませんか。
- (問-26) 不作等により受渡し数量の調整が行われることがあるのでしょうか。
- (問-27) 加工業者が複数事業所で買い手登録した場合、事業所ごとに同一産地品種銘柄に対し異なる価格で入札できますか。

【落札後について】

- (問-28) 不落となった大豆について、再入札は行いますか。
- (問-29) 問屋が落札した大豆について、一口を分割し 9.9 t 未満の数量として複数の加工業者に販売することは可能ですか。
- (問-30) 指定した等級・粒別の大豆の受渡しが困難な場合、売買契約を解除することは可能ですか。
- (問-31) 公表する平均落札価格には、等級・粒別指定の対価の額は含まれているのですか。
- (問-32) 落札大豆の引取りを複数回に分けることはできますか。

- (問－33) 大粒・中粒の産地品種銘柄について、小粒での受渡しを希望する場合、播種前売買契約で粒の区分を小粒と指定することはできますか。
- (問－34) 入札した産地品種銘柄のうち一部は落札、残りは不落札の場合、不落札分の入札額に対応する入札保証金は、入札終了後直ちに返還してもらえるのでしょうか。
- (問－35) 落札大豆について、播種前売買契約で産地内の特定生産地を指定することはできますか。
- (問－36) 確定売買契約締結時に、希望する特定生産地や特定JAの大豆による受渡しができないことが分かった場合、播種前売買契約を解除することはできますか。

【運用ルールの見直しについて】

(問－1) 播種前入札取引に関する運用ルールについて、昨年4月の試験導入の結果等を踏まえて見直しをしたとのことですが、どのような変更がなされたのですか。

(答)

平成30年産大豆による播種前入札取引の本格実施に当たり、入札運用ルールについて試験導入時から変更した点は、以下のとおりです

- 1 加工業者が問屋等への買付委託を介して入札に参加する場合、一の加工業者が産地品種銘柄等区分に応じて複数の問屋等を使い分けることができるようになりました(詳細については問2をご覧ください)。
- 2 複数の加工業者が組織する法人(中小企業等協同組合法による事業協同組合等)が、原料大豆の共同購買事業の一環として、問屋等への買付委託を介して入札に参加することができるようになりました(詳細については問3をご覧ください)。
- 3 落札者への入札保証金の返還時期は、従来、播種前売買契約の締結期限(6月末)が経過した後としていましたが、5月末時点の契約締結状況を確認し、契約締結済みの落札者に対しては早期に返還することとしました(詳細については問4をご覧ください)。
- 4 協会の入札事務処理システムに播種前入札取引に関する機能等を追加するため、播種前入札、収穫後入札とも平成30年産から34年産までの取引について、売り手、買い手双方に、システムの利用状況に応じて「入札手数料」を負担していただくこととなりました。

播種前入札取引の買い手登録者の場合、入札手数料は入札口数1口(9.9トン)当たり330円(消費税込み)で、入札保証金返還の際に預託金額から入札手数料相当額を差し引いて返還することによりお支払いいただきます。

(問－2) 運用ルール見直しの結果、加工業者が、産地品種銘柄等区分に応じて複数の問屋等を使い分けることが可能になったとのことですが、その詳細について教えてください。

(答)

問屋等は、買い手登録申請時に協会に落札大豆の販売予定先加工業者等のリストを提出することとなっており、試験導入では、一の加工業者による複数の問屋等を介した同一産地品種銘柄等区分への重複入札を回避するため、一の加工業者が複数の問屋等に買付委託をして入札を依頼することは認めず、複数の問屋等から提出されたリストに同一加工業者が掲載されていた場合は、いずれか一の問屋等のリストへの掲載となるよう、関係者間で調整していただくこととしていました。

本格導入では、取引の実態等を踏まえてこのルールを見直し、産地品種銘柄等区分が重複しない限り、一の加工業者が複数の問屋等に入札を依頼することを認めることとし、

複数の問屋等から提出されたリストに同一の加工業者等が掲載されていても差し支えないこととしました。ただし、同一加工業者の依頼に基づいて、複数の問屋等から同一産地品種銘柄等区分に対して重複する入札があった場合は、いずれも無効札として取り扱います。問屋等におかれては、販売予定先リストの作成に当たっては、リストに掲載する加工業者に対し、このようなルールを十分説明していただくようお願いいたします。

(問－ 3) 運用ルール見直しの結果、複数の加工業者が組織する法人が、原料大豆の共同購買事業の一環として、問屋等の販売予定先となることが可能になったそうですが、その詳細について教えてください。

(答)

複数の加工業者が組織する法人の取扱いについて、試験導入においては、当該法人が自ら原料大豆の共同加工事業を行う場合は「加工業者」とみなす一方、共同購買事業を行う場合は落札大豆を当該事業参加者に転売することから「問屋等」（販売業者）と位置付けていました。このため、後者の場合、自ら買い手となることはできても、問屋等への買付委託を介して入札に参加することはできませんでした。

本格導入では、主に原料大豆使用量が少ない小規模加工業者の播種前入札への参加を容易にする観点から、上記のような共同購買事業を行う法人を一般の加工業者（共同加工事業を行う法人を含む）と併せて「加工業者等」と位置付け、自ら買い手登録申請するほか、問屋等の販売予定先となり、問屋への買付委託を介して入札に参加することができるようにしました。

ただし、いずれの方法で入札に参加する場合も、買い手登録申請時に、法人を構成する加工業者のうち共同購買事業参加者のリストを提出していただく必要があります。また、落札大豆は、必ず上記リストに掲載された加工業者に引き渡し、大豆加工品の原料として使用していただく必要があります。

なお、入札に参加できる法人は、法律の規定に基づいて共同事業を行うことを目的として組織され、法人の実施する共同購買事業が、独占禁止法の適用除外の対象となる場合に限るものとします。

(問－ 4) 運用ルール見直しの結果、入札保証金の早期返還が可能になったそうですが、具体的な手続き、返還時期等について教えてください。

(答)

入札保証金については、買い手（落札者）が売り手と播種前売買契約（落札者が問屋等の場合は、落札大豆販売先の加工業者を含む3者契約）を締結したことを確認した後、返還手続きを開始します。この契約締結状況の確認は、試験導入時には、播種前売買契約の締結期限（6月末）経過後に売り手から報告を受けることにより行っていましたが、本格実施に当たっては、5月末時点の状況についても報告を求めることとしました。

協会は、入札保証金の返還に当たっては、買い手（落札者）に対し、入札保証金預託額、入札手数徴収額、預託額から入札手数料を差し引いた返還額及び返還先の金融機関・口座を記載した文書（入札保証金確認通知書）を送付し、買い手から記載事項に間

違いがないことを確認した文書が返送された後、速やかに返還先口座に返還額を振り込み、入札保証金の返還及び入札手数料の徴収を行った旨を文書で通知します。この手続きには1週間程度を要するため、実際に返還が完了するのは、5月末時点で契約締結済みの落札者の場合は6月初旬、その他の落札者の場合は7月上旬となります。

なお、入札申込みを行わなかった又は落札がなかった買い手登録者の場合は、播種前入札取引完了後、直ちに入札保証金返還手続きを開始しますので、5月初旬～中旬に返還が完了します。

なお、契約締結状況の確認及び返還手続きは、全買い手について一括して行い、契約締結済みの個別落札者からの随時の返還請求には、原則として対応いたしません。

【買い手登録等について】

(問－5) 現行の収穫後入札用に預託した入札保証金を播種前入札用にも共通で使えるのですか。

(答)

播種前入札と収穫後入札は年産が異なる大豆について取引を行うこと、また、入札保証金の返還時期も異なることから、収穫後入札用に預託している入札保証金を播種前入札にも使用することはできません。そのため、播種前入札の保証金預託先として、現行とは別の口座をご用意します。

(問－6) 問屋等が買い手登録時に提出した販売予定先リストに、後から新たな加工業者を追加することは可能ですか。

(答)

問屋等の買い手登録が完了する前であれば、販売予定先リストの差し替えによる追加を認めます。登録が完了した後に追加することはできません。

(問－7) 複数の加工業者が組織する法人が、共同購買事業の一環として入札に参加する場合、自ら買い手登録するか又は問屋等の販売予定先となる際に提出した共同購買事業参加者リストに、後から新たな参加者を追加することは可能ですか。

(答)

複数の加工業者が組織する法人が、自ら買い手登録申請する場合、問屋等の買い手登録申請時に販売予定先リストに掲載してもらった場合のいずれにあっても、買い手登録が完了する前であれば、共同購買事業参加者リストの差し替えによる追加を認めます。複数の加工業者が組織する法人又は問屋等の登録が完了した後に追加することはできません。

(問－8) 問屋等が買い手登録時に記載した販売予定先の加工業者については公表されるのですか。

(答)

現行入札と同様に、買い手として登録した者は当協会のホームページで公表いたしますが、問屋等の販売予定先の加工業者については公表いたしません。

(問－9) 販売と加工の両方を業としていますが、加工業者として登録できますか。

(答)

買い手登録時に、加工業者として登録するか、販売業者として登録するか選択することができます。なお、加工業者として登録する場合は、落札した大豆は自社で使用することを誓約していただき、他社へ転売することはできません。

(問－10) 消費者向けの小袋詰め販売を行っていますが、加工業者としての登録はできますか。

(答)

小袋詰めは「加工」には当たりませんので、加工業者としての登録はできません。

(問－11) 加工業者が自ら落札した大豆や問屋等から買い受けた大豆の一部を自社で使用し、一部を他社に販売することはできますか。

(答)

加工業者は、自ら入札に参加して落札した場合、問屋等の落札大豆買受け先となった場合のいずれにあっても、落札した大豆は全量を自社で使用しなくてはなりません。そのため、一部を自社で使用し、一部を他社に販売することはできません。

ただし、加工業者が選別を行う場合、選別結果に漏れた当初の目的用途以外のもの(裾物)については、社会通念上問題とならない範囲内において他社に販売しても差し支えありません。選別済みの大豆(裾物以外)については、全て自社で使用していただく必要があります。

(問－12) 問屋等が落札した大豆の一部を販売予定先の加工業者に販売し、一部を他の加工業者や二次問屋等に販売することはできますか。

(答)

販売業者として入札に参加した買い手は、落札した大豆の全量を販売予定先の加工業者に販売しなくてはなりません。このため、一部を販売予定先加工業者に販売し、一部

を二次問屋、販売予定先以外の加工業者等の第三者に販売することはできません。

ただし、問屋等が選別を行う場合、選別結果に漏れた当初の目的用途以外のもの（裾物）については、社会通念上問題とならない範囲内において販売予定先の加工業者以外に販売しても差し支えありません。選別済みの大豆（裾物以外）については、全て販売予定先の加工業者に販売していただく必要があります。

（問－13）問屋等が買い手登録時に提出する販売予定先加工業者リストに、同一加工業者の複数事業所（例：工場ごと）を記載することはできますか。

（答）

販売予定先加工業者リストに、異なる販売予定先として同一加工業者の複数事業所を記載することを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、販売予定先加工業者リストには、法人名を記載することとしています。このため、同一加工業者の複数事業所が記載されていた場合、その申請を受理することはできません。

（問－14）販売予定先加工業者リストには法人名を記載しなければならないとすると、法人化していない加工業者について、個人名、商店名等で記載することはできないのでしょうか。

（答）

個人名等では、重複申請の有無のチェック等が困難であることから、非法人の加工業者が問屋等の販売予定先となることは認められません。

なお、非法人の加工業者や個人が直接買い手として登録し、入札に参加することは可能です。

（問－15）加工業者が自ら買い手登録申請し、かつ、問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼し、問屋等が落札した大豆の買受け先となることはできますか。

（答）

加工業者が、自ら買い手登録者となり、かつ、問屋等の買受け先になることを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、そのような登録申請は認めないこととしています。このような申請があった場合は、申請の受理を保留したうえで、加工業者としての買い手登録申請を取り下げるか、又は問屋等の販売予定先リストから削除するかのいずれかを選んでいただくようお願いすることとなります。

（問－16）複数の加工業者が組織する法人の共同購買事業参加者リストに掲載された加工業者が、自ら買い手登録申請することはできますか。

(答)

加工業者が、複数の加工業者が組織する法人の共同購買事業に参加し、かつ、自ら買い手登録者となることを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、そのような登録申請は認めないこととしています。このような申請があった場合は、申請の受理を保留したうえで、加工業者としての買い手登録申請を取り下げるか、又は共同購買事業参加者リストから削除するかのいずれかを選んでいただくようお願いすることとなります。

(問-17) 複数の加工業者が組織する法人の共同購買事業参加者リストに掲載された加工業者が、自ら問屋等に販売予定先加工業者リストへの掲載を依頼し、問屋等が落札した大豆の買受け先となることはできますか。

(答)

加工業者が、複数の加工業者が組織する法人の共同購買事業に参加し、かつ、自ら問屋等の買受け先になることを認めると、1つの産地品種銘柄等区分に異なる数量・価格による複数の入札が可能となり、他との公平性が保てなくなること等から、そのような登録申請は認めないこととしています。このような申請があった場合は、申請の受理を保留したうえで、共同購買事業参加者リストから削除するか、又は問屋等の販売予定先リストから削除するかのいずれかを選んでいただくようお願いすることとなります。

(問-18) 販売と加工の両方を業としていますが、販売業者として登録申請し、販売予定先リストに他の加工業者名とともに、加工業者の立場の自社名を記載することはできますか。

(答)

問9のとおり、買い手登録申請者が販売と加工の両方を業としている場合は、登録申請時に、加工業者として登録するか、販売業者として登録するか、いずれか一方を選択していただくこととなります。一の登録申請者が、販売業者と加工業者の両方の立場で登録申請することはできません。

(問-19) 量販店等が企画・販売する PB 商品の原料大豆を播種前入札取引で確保したい場合、量販店等を問屋の販売予定先とすることはできますか。

(答)

PB 商品の企画・販売を行う量販店、生協等は、問屋に対し原料確保の依頼をするものの、自ら原料を購入して PB 商品製造委託メーカーに提供するわけではなく、メーカーに原料を引き渡すよう問屋に指示し、その代金はメーカーが問屋に直接支払う場合があると聞いています。このような取引においては、落札大豆の代金決済や引取りを行わない量販店等は、播種前売買契約（3者契約）の当事者となる立場にないので、問屋の落札大豆販売予定先として位置付けることはできません。

また、量販店等が問屋から落札大豆を直接買い受けることとした場合も、量販店等は大豆の加工業者に該当しないため、販売予定先とすることはできません。

したがって、問屋が量販店等の PB 商品の原料を播種前入札で手当てしたい場合は、量販店等と協議して買い手登録申請までに PB 商品製造委託メーカーを特定し、問屋の販売予定先リストに掲載していただく必要があります。

【入札方法等について】

(問-20) 生産見込み数量が 1,700 t 未満の銘柄を播種前に調達したい場合はどのようにすれば良いですか。

(答)

売り手との契約栽培取引により、播種前に調達予約することは可能としています。なお、播種前入札では、生産見込み数量が 1,700 t 未満の産地品種銘柄であっても、売り手の判断により任意で上場される場合があります。

(問-21) 等級・粒別指定をしたい場合は、どのようにすれば良いのですか。

(答)

等級・粒別指定は、上場されたロット表の「品位指定の対価額」欄に記載のある銘柄について可能としています。具体的には、落札後の播種前売買契約の際に取り決めることとなります。そのため、入札の際は等級指定の対価額は含めない価格で応札していただき、売買契約の際に等級指定の対価額を含めた価格で売り手との契約を結んでいただくこととなります。

また、粒別指定については、原則的には上場時の粒区分（大粒又は小粒）で受渡すことを想定していますが、買い手が希望し、売り手が対応可能な場合には、大粒を中粒に、小粒を極小粒に変更して受渡しを行う契約とすることができます。

(問-22) 等級指定をしたい場合、その対価額を加えた価格を入札票に記入するのですか。

(答)

入札申込み時に等級指定希望の有無を問うことはありません。このため、入札の際は等級指定の対価額は含めない価格で応札していただき、播種前売買契約の際に、等級指定の対価額を含めた価格で売り手との契約を結んでいただくこととなります。

(問-23) 契約で等級・粒別を指定した場合、必ず指定した等級・粒別の大豆を受渡してもらえるのですか。

(答)

売り手は、等級・粒別指定のあった大豆については可能な限り指定された品位を確保し、落札者へ受渡すよう努めることとしています。ただし、大幅な作柄変動等やむを得ない状況となった場合には指定された品位の大豆の受渡しが困難となる可能性もあります。

(問-24) 問屋等が買い手登録時に販売予定先リストに掲載した加工業者については、必ず応札をしなければならないのですか。

(答)

問屋等が販売予定先リストで協会に登録した全ての加工業者から応札しなければならない訳ではありません。販売予定先リストに掲載した加工業者のうち、入札前に買受け申込み関係書類を提出した加工業者に係る応札をすることになります。

(問-25) 小口ユーザーによる共同購入はできませんか。

(答)

個別の加工業者が、連名で又は任意団体を組織して、買い手登録申請すること又は問屋等の販売予定先（共同購入先）となることはできません。しかし、問3のとおり、本格実施に向けた運用ルール見直しにより、原料大豆使用量が少ない小規模加工業者の播種前入札への参加を容易にする観点から、複数の加工業者が組織する法人が、原料大豆の共同購買事業の一環として、問屋等への買付委託を介して入札に参加する途を開きましたので、該当する場合はこの仕組みの活用をご検討ください。

(問-26) 不作等により受渡し数量の調整が行われることがあるでしょうか。

(答)

播種前入札取引では、契約書においていわゆるアローワンスは設定しないこととしており、契約数量は他の販売方法の契約より優先的に確保されることとなります。したがって、著しい不作その他の不可抗力により契約どおりの数量で受渡すことが困難となった場合を除き、数量調整を行うことはありません。

(問-27) 加工業者が複数事業所で買い手登録した場合、事業所ごとに同一産地品種銘柄に対し異なる価格で入札できますか。

(答)

加工業者が同一法人の複数事業所で買い手登録した場合、同一産地品種銘柄に対して異なる事務所から入札申込みをしても差し支えありません。また、その際、入札申込み価格が異なっても差し支えありません。ただし、産地品種銘柄ごとに、各事業所の入札数量の合計が上場数量を超える入札申込みはできません。

【落札後について】

(問-28) 不落となった大豆について、再入札は行いますか。

(答)

播種前入札は4月に1回のみの実施であるため、再入札は行いません。不落となった数量分の大豆については、売り手の判断により、契約栽培取引、相対取引又は収穫後の入札取引により取引されると考えられます。

(問-29) 問屋が落札した大豆について、一口を分割し9.9t未満の数量として複数の加工業者に販売することは可能ですか。

(答)

問屋等は、1つの入札票には1つの販売予定先加工業者名を記載して入札し、落札大豆は必ずこの加工業者に販売することとなっています。したがって、一口(9.9t)を分割して、販売予定先以外の者を含む複数の加工業者に販売することはできません。

(問-30) 指定した等級・粒別の大豆の受渡しが困難になった場合、播種前売買契約を解除することは可能ですか。

(答)

条件により異なります。

① 受け渡す大豆の品位が、上場した際の大豆の品位である場合は、播種前売買契約の解除はできません。

〔例：上場した際の品位が大粒1等～2等、買い手は大粒1等を指定、受渡しは大粒1等と2等の混合になった場合、受け渡す大豆の品位は上場した大豆の品位と合致することから、播種前売買契約の解除はできません。〕

② 受け渡す大豆の品位が、上場した際の大豆の品位でない場合は、播種前売買契約を

解除することが可能です。

〔例：上場した際の品位が大粒1等～2等、買い手は大粒1等を指定、受渡しは大粒3等のみとなった場合、受け渡す大豆の品位は上場した大豆の品位と合致しないことから、播種前売買契約の解除は可能です。〕

（問－31）公表する平均落札価格には、等級指定の対価の額は含まれているのですか。

（答）

当協会が公表する平均落札価格には、等級指定の対価の額は含まれません。

（問－32）落札大豆の引取りを複数回に分けることはできますか。

（答）

1回の引取り数量が、売り手が示す受渡し数量の最小単位以上であれば可能です。ただし、受渡し期限は、確定売買契約において、その締結日から2か月以内で設定する必要があります。これ以上の期間を空けて複数回の引取りを行いたい場合は、売り手と協議のうえ合意が得られれば、確定売買契約の対象数量を分割し、その締結時期を調整すること等で対応することも考えられます。

（問－33）大粒・中粒の産地品種銘柄について、小粒での受渡しを希望する場合、播種前売買契約で粒の区分を小粒と指定することはできますか。

（答）

大豆の播種前入札取引は、農産物検査で産地品種銘柄として認証される大豆を対象としています。このため、大粒・中粒の産地品種銘柄に該当する品種であって農産物検査で小粒とされた大豆は、播種前入札の対象外となりますので、小粒での受渡しを指定することはできません。なお、小粒・極小粒の産地品種銘柄について、小粒より粒が大きい粒を一定割合以上いわゆる（小粒）での受渡しを希望される場合も同様です。

（問－34）入札した産地品種銘柄のうち一部は落札、残りは不落札の場合、不落札分の入札額に対応する入札保証金は、入札終了後直ちに返還してもらえるのでしょうか。

（答）

協会は、入札の結果、全く落札がなかった入札者には、入札完了後、直ちに入札保証金返還の手続きを進めますが、複数の産地品種銘柄に入札し、そのうち1産地品種銘柄等区分でも落札があった入札者については、当該落札大豆に関する播種前売買契約の締結が確認された後に入札保証金返還手続きを行い、全額を一括して返還します。このた

め、入札保証金を不落札分に対応する額と落札分に対応する額に分割し、不落札対応分を先に返還することはできません。

(問-35) 落札大豆について、播種前売買契約で産地内の特定生産地を指定することはできますか。

(答)

受渡し大豆の具体的生産地に関しては、播種前売買契約締結時に買い手から売り手に対して希望を伝える機会がありますが、具体的にどの産地の大豆をどの落札者に受渡すかについては、基本的に売り手側の判断に委ねられます。

(問-36) 確定売買契約締結時に、希望する特定生産地や特定JAの大豆による受渡しができないことが分かった場合、播種前売買契約を解除することはできますか。

(答)

確定売買契約締結時に売り手から提示された受渡し大豆の生産地が、希望の生産地やJAとは違うことを理由として、買い手（落札した問屋及びその買受者の加工業者）側から播種前売買契約の解除を申し出ることはできません。

なお、落札者がこのような理由により確定売買契約を締結しなかった場合、正当な理由なく契約を締結しない者と判断される可能性もあり、当該落札者は買い手登録の制限や入札への参加制限の対象とされることがあります。

問屋が加工業者から買付委託を受けて播種前入札に参加される場合は、加工業者にこのようなルールを事前によく説明していただく必要があります。